

返戻金制度に関する事項

株式会社キャリアフク

有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-317828

1. 返戻金制度の有無

当社は、当社の職業紹介により就職した求職者が早期に退職した場合における、紹介手数料の返戻金制度を設けています。

2. 適用の対象

当社の紹介により求人者に就職した者（以下「就職者」といい、就職者が求人者に雇用された日を「入社日」といいます。）が、入社日から6か月以内に、専らその責めに帰すべき事由により退職した場合、当社は、求人者から受領した紹介手数料（消費税相当額を除きます。）について、退職の時期に応じた次項の割合に相当する額を返戻します。返戻額には、当該割合を乗じて算出した額に対応する消費税相当額を加算します。なお、当該紹介手数料が未払の場合は、同割合に相当する支払債務（これに対応する消費税相当額を含みます。）を免除します。ただし、紹介予定派遣により派遣された後に求人者に雇用された場合は、本返戻金制度の適用対象外とし、返戻は行いません。

3. 返戻の割合

就職者の退職の時期	返戻の割合
入社後1か月以内に退職した場合	80%
入社後1か月を超え2か月以内に退職した場合	60%
入社後2か月を超え3か月以内に退職した場合	50%
入社後3か月を超え4か月以内に退職した場合	20%
入社後4か月を超え6か月以内に退職した場合	10%
入社後6か月を超えて退職した場合	返戻なし

4. 返戻を行わない場合

就職者が求人者の責めに帰すべき事由により退職した場合は、当社が受領した紹介手数料の返戻は行いません。この場合、当該退職が紹介手数料の支払前であっても、求人者の支払債務は消滅しないものとします。また、就職者の退職が、専らその責めに帰すべき事由によるものに

該当しない場合も、同様に返戻は行いません。

5. 返戻の手続

既に紹介手数料の支払を受けている場合、返戻金は、就職者の退職日の属する月の翌月末日までに、求人者の指定する金融機関口座への振込みにより支払います。振込みに係る手数料は当社の負担とします。

6. 個別契約による定め

当社は、返戻金制度に関し本書記載の内容を標準として定めております。実際に適用する返戻金につきましては、求人者との協議のうえ個別の契約書により定めた条件を適用させていただきますので、個別の契約における返戻金の取扱いについては、契約書にてご確認ください。

7. その他

本制度の適用の有無及び返戻額の算定について疑義が生じた場合は、求人者と当社の協議により定めます。